

いま私たちが世界を変える

水原博子

八月二一日、それまでの四日間的全日程を終えた「アジア太平洋消費者会議」は、アジア太平洋地域やオプザーバー参加のジンバブエ、米国を含む海外参加者全員と日本の参加者が別れを惜しむ「さよならパーティー」を開いた。この日は、主催団体である日本消費者連盟の竹内直一代表の、七一才の誕生日だということに気付いた事務局員がいて、そのことが会場の人びとに伝えられた。一斉にお祝いのコーラスの歌声があがり、賑やかな乾杯となった。こうしてまもなく、この十カ月あまりの猪突猛進としか表現しようのない準備で開催にこぎつけた国際会議は、あつけない程静かに終ることになる。

一九八九年八月一八日（金）の午前十時、野田日消連

事務局長の開会挨拶で、このアジア太平洋消費者会議はじまった。

会場は、埼玉県大宮市のソニックシティビルの国際会議場。四日の期間中には、この他に同じビル内の小ホールや会議室、研修室を利用して全体集会や分科会を開いていた。

一八日と一九日は、海外の消費者団体代表二五名と日本国内の消費者団体代表二三名の円卓会議をとおして、海外代表が持参した豊富な資料、スライドを駆使して、アジア太平洋地域の消費者が、いま直面している最大最多の問題を具体的に鋭く表明していった。それは、多国籍企業の人権無視の悪業の数々であったが、日本でこの

ような国際会議を開いた理由の一つともなった日本の多国籍企業に、的はしぼられていった。これらの海外進出企業の母国である日本の、消費者である私たちは、この会議で暴かれていく現実を日頃あまりにも知らなすぎる。

二〇日は七分科会に別れて、午前九時三〇分から午後五時までさらに議論は深められた。一般参加希望の消費者も加わって、三五〇名の出席者となった。

最終日の二一日は全体集会であったが、参加者は約二〇〇名である。

二〇日と二一日の会議の参加費を、二日で一人一万五千円、一日だけは一人八千円としたが、参加したいと希望する一般消費者にとつて、この額は高いという声が多かった。

この夏、日消連は貧乏団体ということがいわば公認となったように、常日頃から赤字をかかえた活動を続けているN.G.O団体である。国際会議は、“ねばならぬ”という意志の方が先行して、資金対策は後についた。

海外参加者の渡航費と滞在費約五〇〇万円をはじめとして、会場費、事務局費、予稿集などの資料作成費、報告集作成費、通訳・翻訳費、国際電話・通信費など諸々の経費は、合計一五〇〇万円の支出予算を組み、収入は九〇〇万円を個人・団体のカンパで集めることに決めていた。収支の概算は、現在のところ支出が約一千万円あまり、収入が約九〇〇万円あまりでそのうちカンパは七

〇〇万円に達していない。現在すすめている、記録のために全会議の録音テープを日本語と英語版に文章化する費用はこれには含まれていない。

円卓会議と全体集会は専門の通訳者三名の実力に支えられた。しかし、分科会は各分科会毎に、ボランティアの通訳スタッフが逐次通訳と簡易同時通訳機を使って協力してもらうことになった。このために二五名程の通訳スタッフが二〇日の分科会には集まった。「消費者リポート」のボランティア募集を読んだ人や、さまざまところの方から紹介を受けて、日消連から頼んできてもらった人、以前から日消連が運動をともにしている人などであった。

日消連は、アジア太平洋消費者会議を主催するにあたって、はじめ、昨年十二月にプロジェクトチームを設けた。竹内代表委員を含め七名のプロジェクトチームが、毎月一〜二回の会議を開いて具体的な企画をすすめてきたが、五月の末になると、ボランティアスタッフも固定してきたので、ここで、日消連アジア太平洋消費者会議実行委員会を発足させた。これまでのプロジェクトチームメンバーにボランティアスタッフや、日消連事務局員も含めた形にして、事務局は、これまで通り日消連事務局が担うことには変わりはなかった。

第一分科会は多国籍企業について、フィリピンのアマルゴさんが永年にわたって先進国、とりわけアメリカや

日本の多国籍企業に経済的に支配され、フィリピンの民衆の生活や環境がいかにもひどく破壊されてきたかについて発言した。特に金融、法律も支配する多国籍企業は、世界銀行やIMFと深く結びついて、フィリピン政府の知らない間にプロジェクトや投資が決まっているという状態が怒りを込めて話された。

インドネシアは、日本にとって第三世界における最大の直接投資の対象国である。ジャカルタ湾には一五〇以上の日本企業が工場を操業していて、電池工場、旭硝子の工場などが水銀その他の重金属、有機化合物をたれ流したため“ジャカルタ水俣病”が発生。マンガローブ林は切り開かれて、住民の生活基盤はどんどんと失われていつていると、スライドによる報告があった。

韓国のリーさんは、多数の日本企業が進出してきて、公害問題その他の労働争議をひきおこしてきた。労働者の人権侵害について、一切補償しなかったが、今年の二月ようやく裁判所が補償を命じた。オンサン工業団地は海を汚染しているが、この海産物は日本に輸出されている。韓国では情報が殆ど公開されず入手困難な上、調査もあまり行なわれていないが、そういうなかで、最近反公害の民衆の動きが活発になってきた。国際的な情報交流、ネットワークがこれからの運動に必要なと強い訴えがあった。

日本の公害輸出監視日本法律家委員会の畑江弁護士は、

マレーシアのARE社が放射性廃棄物を放棄しておこした住民被害の現状と現地裁判の支援の報告をした。ARE社は三菱化成の出資で、日本人社長の裁判における言動は、マレーシアで非難をあびている。

第二分科会の環境破壊(A)では、インドネシアの代表が、日系農薬会社が、ダブルスタンダードつまり、日本国内では厳しい基準をとりながら、海外向けには「この農薬は害は殺すが益虫は安全」などの虚偽の広告を行なうような品質基準をとっている。ウソの広告はいくつも告発された。熱帯雨林破壊と日本の木材輸入について、マレーシアやフィリピンから紙の無駄使いが指摘され、輸入をやめる措置が日本に迫られた。ここでは原発の全面禁止を満場一致で決議した。

第三分科会、環境(B)は、環境監視研究所の中南さんから、日本の水汚染の深刻な拡がりや大気汚染など全般についての話、三重大学医学部で合成洗剤の害を研究してきた坂下さんの報告などがあった後、韓国の合成洗剤追放運動の報告が注目をひいた。ソンさんによれば、合成洗剤の生態や環境に及ぼす影響や被害について警告するものは異端視され、メーカーの攻撃を受けているというところで、日本の状況と似ていると報告された。だからこそ、アジア諸国の合成洗剤についてのネットワークを、今こそつくるべきではないかと話された。

第四分科会は、農業・食文化であった。PPP21農民の

国際会議にも出席した、オランダの農民代表、タイの研究者、アメリカでフィリピン農民支援運動をしている農民の三人がオブザーバーとして出席され、農業の自立が危うくなって、それぞれの国で農民が苦しい状況にあることが報告された。インドネシア代表は、同国では今なお六〇／七〇％が農民で、その八〇％が小作農であるが、緑の革命の政策の結果、自給的農業から換金作物農業に変わり、農民はますます貧しくなってきたと訴えた。アメリカでも利益はアグリビジネスに吸い取られ、過疎が進み地域社会は危機に陥っていること、オランダの農民も苦しめられていると、似たような状況が出された。農産物の自由化圧力が高まっているとき、農産物の国内自給の確立によって、農業が自立していけるのであって、自由貿易は農家にも消費者にも何の利益にもならないことが最後に強調された。

第五分科会の食べ物では、MSG（グルタミン酸ソーダ）、特に味の素社の消費者運動切り崩しを狙った販売活動が、マレーシアから告発された。韓国の報告では、MSGは貧しい家庭ほどよく使われているという調査結果が出ている。味覚を狂わせ、食文化をつぶすMSG使用はアジア全域で問題となっていた。粉ミルクについては、日本企業のWHO国際基準違反行為がきびしく取り上げられ、タイのカンジャナプーさんは、違反の証拠の日本企業の配布用粉ミルク缶を持参した。

放射線の照射食品は、世界市場に出まわる可能性があり、食品への照射禁止を各国政府や食品商社に働きかけることで一致した。

第六分科会、エネルギーでは、原発が大きなテーマとなり、韓国における反原発運動の盛り上がりがかくわしく報告された。そして、ハンストや座り込み、警官隊との衝突をくり返ししながら、今年になって、全国反原発連合が十九の団体でつくられたと紹介された。IOCUのエアリアさんは、第三世界の貧困層にはエネルギーも回ってこない。つぎの危機は、世界的なエネルギーの分配で、薪炭のための森林枯渇と自然災害の問題だと発言した。

第七分科会の健康では、タイの代表が、薬事はあってもまるで守られていないこと、子供用アルコールが七％も入っている液体シロップがあつて、子供は酔っぱらって眠ってしまうひどい例などがあつた。日本の薬害・医療被害情報センターの水間さんは、日本は医薬分業の必要なことを報告した。

タバコについては、その害についてくわしく報告があり、米、日のタバコ輸出に強い非難がおこった。

アジア太平洋消費者会議は、最終的に八三項目の行動計画を、これからのアクションとして決定した。

アジア各地からの参加者とボランティアスタッフとの交流の芽も育ちはじめている。

アジア太平洋消費者会議宣言

一 私たち、アジア太平洋消費者会議参加者は、一九八九年八月一八日から二一日まで埼玉県大宮市に集まり、アジア太平洋の消費者をとりまく現状と将来のあり方について話し合いました。私たちはここに、新しい勇気と希望を持ち、各国政府、多国籍企業、アジア太平洋地域の民衆全体、とりわけ日本のみなさんに向けた宣言を発表いたしました。

アジア太平洋地域の現状

二 アジア太平洋地域は、いまや世界で最も急速に発展しつつある地域となり、最も速い成長をとげ、最大の市場となる可能性を持っています。このような発展の過程で、日本が主役としての役割を演じていること

は、間違い在りません。あらゆる兆候からみて、アジア太平洋地域が二一世紀において、いっそう激しい競争や拡張、発展の焦点になり、その舞台となることは確実でしょう。この、いわゆる爆発的な進歩と発展の先頭に立つのが日本であり、又この地域を基盤とする巨大な日本の金融・工場“帝国”がそれを支配することとは、疑いありません。日本の人口一人当たりのGNPは、世界の最高水準に達しています。日本の年間対外投資額は、世界最大になっています。世界銀行のランクで、ついに上位一〇社をすべて日本の銀行が占めました。日本の多国籍企業は、アメリカ、ヨーロッパ、アジア太平洋地域はおろか、アフリカをも含むすべての大陸に侵入しています。



三 日本が多国籍企業は、本国で利益を上げにくくなったり、規制が強くなると、資源が得やすく、労働力を搾取しやすく公害規制もほとんどないアジア太平洋地域に進出し、進出先政府と癒着し、影響力を行使し、環境を無残に破壊し、資源を根柢ぎ収奪し、固有の生活文化を破壊し、人びとの生存をもおびやかしています。

四 日本文化は、共生の未来を創造していく上で学ばなければならぬ独自の調和的な世界観を持っています。日本の伝統的な思想は、すべてのものは無限に複雑な相互関係をもつものとみなしています。また、この自然を私たちが大切にすべき母親とみなしています。私たちは、こうした伝統の上に立った世界を築きたいと思います。

新しいビジョンを持つとう

五 アジア太平洋地域のこうした状況を変えるためには、新しい消費社会の創造がどうしても必要になります。その社会では、人々が自覚を持って日常生活物資を消費することになるでしょう。また人々は単に量の大小、耐久性、性能、価格、アフターサービスなどの

面だけで商品来判断するのではなく、次の三つの重要な基準に照らして買うか買わないかを決定するためのチェックができるよう、情報と選択を与えられる必要があります。

①生産の倫理性：その会社は、その国の法律・行政の不備などの盲点をつく商行為、買収や汚職などの不正行為をしていないかどうか。

②生産のエコロジー性：その生産活動は環境保護に注意を払っているかどうか。

③生産の公正性：その生産活動は、地域の生産や経済、第三世界の安定しているとは言い難い社会に対して、公正な立場で行なわれているかどうか。

六 次に、公営企業であれ民間企業であれ、企業は以下に延べる点について、社会的責任を果たしているかどうかによって、判断される必要があります。

①環境保護を重視しているかどうか。

②南アフリカのアパルトヘイト体制に反対しているかどうか。

③第三世界の文化的多様性を尊重しているかどうか。

④情報を公開する社会的責任を果たしているかどうか。

⑤女性の権利と地位の向上に努力しているかどうか。

⑥地域社会に根ざした企業活動をしているかどうか。

⑦雇用政策において、公正な労働条件、職場の衛生及び

安全基準を満たしているかどうか。

七 私たち消費者にとって、エコロジー問題はとくに重要であり、たとえば、次に述べるような商品は買わない、という消費者パワーを行使するために、情報を得る必要があります。

①消費者の健康にとって害がある商品
②製造、使用、廃棄物処理の過程で環境破壊を起こす商品。

③製造、使用、廃棄物処理の過程でエネルギーを浪費する商品。

④過剰包装や耐久性が無いため、いたずらに廃棄物を増やす商品。

⑤生物の種を滅ぼしたり、環境を破壊して得た材料を使って生産した商品。

⑥毒性実験のためであれ、あるいは他の目的のためであれ、必要も無いのに動物たちを利用したり、残酷に扱ったりした商品。

⑦他の国々や地域、とりわけ第三世界に悪い影響を与えるもの。

行動の呼びかけ

八 私たちはアジア太平洋地域の全ての政府にたいし

て、これまで述べたような、社会的に責任のある生産と消費をうながす対策を確立するよう要求します。また政府が次の二点を確実に実行することを訴えます。
①上記のような基準に沿った途上国への援助政策を立てること。

②反社会的な生産及び販売活動をおこなっている企業を法的に罰すること。

九 日本政府と日本の多国籍企業は、強大な経済力をもち、また優越な地位を占めているので、アジア太平洋地域、途上国において、特に大きな責任を負っています。

一〇 私たちはアジア太平洋地域の消費者団体に対して、他の市民団体、特に環境、女性、労働者、青年問題にたずさわっているグループ、有機農業や第三世界製品の産直店など新しいエコロジカルな活動体とともに、社会倫理、エコロジー、公正さを基礎にした消費社会の新しいビジョンを実現するネットワークを創ることを呼びかけます。日本の多国籍企業が特に重要な役割を演じている今日、それらの公正な行動を監視し、市民に公表する活動を、組織的に、また広い範囲にわたって実行する必要があります。このような監視活動は、途上国の地域社会および生態系を破壊する対外援助プ

プロジェクトに対しても行なうべきであります。

一 私たちは各国政府と企業による国連の『消費者保護ガイドライン』の完全な履行と、『多国籍企業の行動基準』の早急な採択を訴えます。私たちはこれらの措置が、いまアジア太平洋地域で新しい、より良い社会を創る上で役立つものと信じています。

二 企業や商品のボイコット、すなわち「買わない」という消費者の力は、私たちの最も強力な武器です。私たちはこの宣言の目的を効果的に達成するために、必要な時はいつでもこの力を個人としても消費者グループとしても、断固とした態度で行使することを決意しています。

以上、宣言いたします。

私たちの行動計画

1 日本は、乱獲的漁法をやめ、南太平洋の一四か国によって採択された「タワラ宣言」に従う。日本の消費者グループは、このような海洋資源を強奪し生態系を破壊する漁法を行なっている日本の漁業会社が流し網漁業を止めるよう政府と国会に働きかけよう。(日消連、フイジー消費者協会、IDEA、グリーンピースジャパン)

2 ボパールの犠牲者を支援し、正統な解決と迅速な救済が得られるように働きかけよう。現在の和解は、これ以上の刑事的な責任の追及を放棄し、市民運動を起こすことをさまたげているので、誤った決定である。(CERS、IOCU、ボパール事件を監視する会)

3 日本の農薬会社が、インドネシアにおいて農薬の広告や表示に関してFAOの「農薬の流通と使用に関する行動基準」に違反していないか、日本のグループは調査しよう。(日消連、PANインドネシア、PANジャパン)

4 多国籍企業の「転移価格」は、市民運動が監視を強める

- べき犯罪行為である。インドネシアやフィリピンにおけるカルテックスの企業活動を調査しよう。(YELKA、KMP)
- 5 日本はオーストラリアの例にならって自国での健康と安全性に関する基準に合わない危険な製品の輸出禁止を立法すべきである。(日消連、IOCU)
- 6 すべての国は上記のような法律をつくる必要がある。(全員)
- 7 国連が主催した環境と開発に関する世界委員会の報告書、「私たちの共通の未来」がもっと広く読まれるようにしよう。(消団連、IOCU、全員)
- 8 日本の海外開発援助(ODA)は以下の三原則を基本とした援助を優先すべきである。(日消連、ODA研究会)
- a. 第三世界の自立を促すこと。
 - b. 援助する側の政策決定に市民団体が参加できるようにすること。
 - c. 技術移転が本当に行なわれるようにする。
- 9 日本人は森林保護への決意を表すために割箸の使用をやめ、使い捨てにしない箸を持ちあるく習慣をつけるような運動を強めよう。(主婦連、その他の団体)
- 10 IOCUのコンシューマーインターポール(国際消費者監視行動網)は健康と安全に関する重要な情報を提供しているのので、これをもっと広く活用できるようにしよう。(IOCU)
- 11 国連の「禁止・規制製品リスト」は製薬会社や農薬企業の不当行為を変えさせるために有効であった。国連はこうしたリストを作るような重要な任務をひき続き行ない、より多くの市民団体がこのリストをつかう使うようにしよう。(全員)
- 12 アパルトヘイト政策を支持することになる南アフリカ共和国における日本企業の活動と貿易を暴露する必要がある。(日本のNGO)
- 13 収賄および、公益団体やその他の社会団体、政府に影響を与えるような多国籍企業の活動を暴露する必要がある。(全員)
- 14 日本タバコ産業の最近の第三世界への攻撃的ともいえる市場参入は非難されるべきであり、反対しなければならぬ。(日本のNGO、IOCU)

- 15 マレーシアにあるアジア・レア・アース社 (ARE) の無責任な放射性廃棄物の投棄について、三菱化成に抗議し、被害者への補償を要求しよう。また、現地住民の裁判を支援しよう。(日消連、公害輸出監視日本法律家委員会)
- 16 日本の大蔵省が外国為替管理法を発動して、南アフリカ共和国での新規投資を控えさせた事例もあるので、同様に日本政府の関係当局に日本企業が適正な環境基準を持つよう指導監督することを要請する。(公害輸出監視日本法律家委員会)
- 17 多国籍企業の役割や影響に関する情報を、その会計監査をする機関にもっと多く知らせる必要がある。(KMP、IOCU)
- 18 先進国の人びとが第三世界の森林やそこに住む人びととの本当の生活を理解するのに役立つ、観光旅行ではない旅行を広げよう。(全員)
- 19 第三世界製品の産直店のネットワークや地域に基盤をおいた活動を支持しよう。これらの活動を紹介する情報のセンターをつくろう。(IOCU、全員)
- 20 日本の子どもや青年にもっと開発教育を行ない、特に環境の分野における第三世界の本当の生活と闘いを知らせよう。(日本のNGO)
- 21 日本および第三世界のNGOに対し、ODA予算より直接、活動費が提供されるよう働きかけよう。(日本のNGO)
- 22 子ども達を攻撃的にし、時間の無駄づかいになるテレビゲームに反対する行動を起こそう。ほとんどのテレビゲームは日本製である。(CCPNタイ、日本のNGO)
- 23 本消費者会議で報告された日本の多国籍企業の不正行為とそれに対する行動提起を本消費者会議に明記し、公表する。(日消連)
- 24 第三世界のNGOに役に立つよう、日本の多国籍企業に関する情報センターを日本に設立しよう。(進出企業を監視する会)
- 25 日本の粉ミルクメーカーに、WHOの「母乳代替品のマターケティングに関する「国際基準」を守らせ、違反行為をやめさせること。(日本のNGO)
- 26 若いNGOメンバーを育成するために努力し、私たちの運動を拡大発展させよう。(IOCU、全員)

27 国連の「消費者保護ガイドライン」は消費者の立場を強化するために重要である。オーストラリア政府によるアジア太平洋消費者フォーラムの設立の努力を支持する。(全員、オーストラリアのNGO)

28 国外への進出企業が、日本の法規に反した行為をしたときには、日本の親企業の責任を問う代罰制度など新しい法的措置の実現を日本政府に迫ろう。(公害輸出監視日本法律家委員会)

29 日系多国籍企業の環境破壊を調査するため、主要東南アジア諸国の日本大使館に環境担当官を送るよう環境庁に要求しよう。(同上)

30 民間企業や日本輸出入銀行、海外経済協力基金など日本の金融機関は、貸付をするに当たって環境保護ガイドラインをつくること。(日本熱帯林行動ネットワークII JATAN)
AN)

31 サワラクで木材伐採・輸出をし、マレーシアでARE事件を起こしている三菱グループの全製品を世界的規模でボイコットしよう。(世界熱帯林運動、熱帯林行動ネットワーク)

32 コンピューター、ファックス、広告、包装などに使われる上質紙などの無駄使いをやめ、マンガロープその他の森林を保護することを日本の市民、政府、自治体、大企業に呼びかけよう。(JATAN、その他NGO)

33 いわゆる「紙おむつ」の材料の一部に使われる木材パルプの使用をやめさせよう。(JATAN、その他NGO)

34 スコット社の西パプアニューギニアでの大型木材プランテーション・プロジェクトに対して闘っているインドネシアの民衆を支持するため、スコット社の製品をボイコットしよう。(JATAN、その他NGO)

35 宣伝用に配られるティッシュペーパーは受け取るのをやめよう。(JATAN、その他NGO)

36 他国、特に第三世界で操業している日系多国籍企業が地域の人々に及ぼす悪影響を調査するための特別委員会を国会に作らせよう。(JATAN、その他NGO)

37 市民が、国会、地方自治体、多国籍企業等に対し、有効に働きかけるためのノウハウ集をまとめ、出版する。(多国籍企業を監視しているNGO)

38 若者を運動に引きつけるためのロックコンサートをやろう。(市民運動一般)

39 生協は自分の売る製品が外国の環境破壊を引き起こしていないかチェックしよう。(生協)

40 多国籍企業の市場支配に対抗する草の根ビジネス、ワーカーズコレクティブ、エコバンクなどの活動を進める。(日本のNGO)

41 第三世界で農園労働者の人権を侵害して、多国籍企業がバナナ、パイナップルなどの農産物を生産・輸出していることをやめさせるため、ボイコットを含め強力な運動をすすめよう。(NCCPC)

42 輸出農産物の農薬をやめさせよう。(PANジャパン)

43 合成洗剤の環境汚染、生物への毒性、追放運動について、各国に情報を提供する。(日消連)

44 日本の多国籍合成洗剤企業が、各国で行なっている反社会的行為について情報を集め、広く知らせる。(環境監視研究所)

45 消費者と農民は、相互の理解を深め、安全な農産物をつくりだし、再生可能な価格で受け渡しする関係をつくろう。(日消連、米の自給を守り食管を問い直す会)

46 私たちの食生活を見直し、お金や宣伝に振り回されない生活を打ち立てよう。(全員)

47 利益独占を狙う多国籍企業の「農産物自由貿易論」に反対し、環境、社会に打撃を与えない有機農業など再生可能な農業を追求しよう。(日消連、米の自給を守り、食管を問い直す会)

48 環境を破壊し、アジアの人々の生活を壊す多国籍企業のエビ乱獲に反対し輸入エビを食べるのをやめよう。(日消連、PARC)

49 MSG(グルタミン酸ナトリウム)をボイコットしよう。(日消連)

50 すでに調理段階でMSGを使っている加工食品メーカー、食堂に対して、「MSGをいれないで！」(NO MSG、PLEASE)の働きかけをしよう。(同上)

- 51 MGS製造五社およびアジア太平洋地域の現地会社に対し、販売促進および宣伝活動を即時中止するよう要求しよう。(同上)
- 52 日本を含むアジア・太平洋地域の各国政府に対し、WHO(世界保健機構)の「母乳代替品のマーケティングに関する国際基準」にのっとりた国内法を制定するよう要請しよう。(日消連)
- 53 チェルノブイリ原発事故で放射能汚染された脱脂粉乳およびその他の食品がいまだに流通していることに抗議し、各国政府に対して放射能汚染食品が流通しないよう監視することを要請する。(日消連、原子力資料情報室)
- 54 発ガン性で問題になっている農薬「ダミノシッド(商品名アラール、ビーナイン)」の使用を中止させよう。(PANジャパン)
- 55 伝統的な食文化を破壊するジャンクフード(がらくた食品)やハンバーガーなどファースト・フードを boycott し、地域や自国でとれた風土に根ざした食文化を再生させよう。(日消連)
- 56 近海・沿岸漁業を見直し、自然との共生を尊んだ漁法で採った魚を食べよう。(日本のNGO)
- 57 食品の放射線照射を拒否し、WHOが食品照射に関して設けている100万ラドの規制基準を撤回し、全面禁止するよう要求しよう。(照射食品ネットワーク、日消連)
- 58 現在、日本で行なわれている北海道士幌農協のジャガイモ照射をやめさせよう。(同上)
- 59 FINI(国際食品照射ネットワーク)と連携し、各国政府や照射会社、食品会社、輸出入業者に対し、魚介類に照射を行なわないよう、または照射食品を扱わないよう要求しよう。(同上)
- 60 日本と韓国の反核・反原発運動の情報の交換を密にし、運動の連帯を強めよう。(日消連、日本のNGO)
- 61 韓国のヨンゲアン(靈光)原発二、三号機建設に反対の意志を示そう。(同上)
- 62 第三世界における太陽エネルギー利用研究のために、私たちが指定する研究機関に、ODA資金を使うよう日本政府に要請しよう。(IOCU、日消連)

- 63 日本でも原発推進のために使われている税金のすべてを、オルターナティブなエネルギーの研究・開発に使うよう要請しよう。(日消連、その他のNGO)
- 64 原発現地住民との交流を深め、地域の実情にあったきめ細かい運動を積み重ね、一日も早く原発を止めよう。(全員)
- 65 アジア・太平洋地域におけるすべての核実験の停止、核廃棄物投棄の停止、核関連施設の見直しを政府と関連企業に求め、核の無いアジア・太平洋の実現をめざそう。(IOCU、日消連、その他のNGO)
- 66 一九八八年五月の第四一回WHO総会で採択された「医薬品の販売宣伝に関する倫理基準」がすべての国で実現されるよう製薬業界と政府に働きかける。(薬害医療被害情報センター)
- 67 医師が患者に医薬品を調剤することの弊害をなくするため、すべての国で医薬分業を実施させる。(同上)
- 68 医薬品の使用を促すため、プロパーによる医師への金銭的利益の提供をやめさせる(倫理基準第八項)。(同上)
- 69 プロパーは薬剤師に限定する(同上第一七項)。(同上)
- 70 医師は患者に対し、医薬品についての十分な情報を提供する(同上第二九項)。(同上)
- 71 工業化諸国の製薬会社が、第三世界に輸出する、あるいはその子会社が第三世界で販売する医薬品の添付文書の内容は、本国のものと同一にさせる(同上第三一項)。(同上)
- 72 政府に医薬品の有効性、安全性を評価し、医薬品の販売宣伝、価格を規制する機関をつくらせ消費者代表を加えるようにさせる。(同上)
- 73 各国で禁止された、あるいは厳しく使用が制限された医薬品の情報を、他の国々のグループにすみやかに連絡し、情報交換がそれぞれの国での活動に役立つようにする。(同上)
- 74 各国政府が適正な医薬品政策を立て、実施するように求め、特に、医薬品の商品名ではなく、一般名を使うようにさせる。(同上)
- 75 WHOが必須医薬品とプライマリーヘルスケアの推進を

最優先して活動するよう手紙等で要請する。(同上)

76 消費者に不利益をもたらすので、医薬品の特許をやめさせよう。(同上)

77 一切のタバコの広告、喫煙を促す販売促進活動を禁止するよう各国政府に働きかける。(兼煙権確立をめざす法律家の会)

78 各国政府にタバコの自動販売機をやめさせる。(同上)

79 タバコを他の国々に輸出しないようにさせる。特に工業化諸国が自国のタバコ企業の輸出を促すために、貿易交渉の中で、相手国に貿易上の制約を加えるのをやめさせる。(同上)

80 各国政府に、タバコの箱には例えば次のような警告表示を印刷させるように要求する。(同上)

「喫煙は肺ガン、心臓病、肺気腫の原因となり、さらに妊娠合併症を引き起こす可能性がある」

「いま、禁煙することが、健康への重大な危険性を大幅に減らす。」

「妊婦の喫煙は、胎児障害、早産、低体重児をもたらす可能性がある。」

「紙巻きタバコの煙は、一酸化炭素を含んでいる。」
(米国の例)

81 各国で禁煙教育を推進する。(全員)

82 各国政府にタバコの消費を減らしていくための機関をつくらせ、国民に禁煙を積極的に呼びかけるようにさせる。(各国のNGO)

83 地球規模で考え、地域で行動し、自然と共に生きよう!
(全員)

文中の団体名等の略語について

■IDEA 国際開発・教育・行動センター (イディーエー)

■CERS 消費者教育研究協会 (シーエス)

■PAN 農業行動ネットワーク

■YELKA インドネシア消費者研究所

■KMP フィリピン消費者運動

■NGO 非政府団体

■CCPN タイ薬害調査グループ

■NCPIC フィリピン情報センター名古屋

■PARC アジア太平洋資料センター